

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 事務局の組織及び運営に関する規則

規則第 2 号

2009 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款（以下、「定款」という。）第 4 5 条の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置場所)

第 2 条 事務局は、定款第 2 条に定める事務所に置く。

2 本会会長（以下、「会長」という。）は必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局（支局）を置くことができる。

(開所日及び時間)

第 3 条 事務局は、月曜日から金曜日までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までの間、業務を行う。

2 次の号に掲げる日は休業日とする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

3 前項の規定にかかわらず、必要な場合事務局を開所し、業務を行うことができる。

(書類及び帳簿の備付け)

第 4 条 事務局には、定款第 4 2 条各号の書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(所掌事務)

第 5 条 事務局は、次の各号に定める事務を処理する。

- (1) 会の役員及び機関に関すること
- (2) 会員の管理に関すること
- (3) 支部及び委員会等の連絡調整に関すること
- (4) 人事及び給与に関すること
- (5) 事務所の維持管理、物品購入及び保管に関すること
- (6) 文書及び公印の管理に関すること

- (7) 予算、決算、経理及び金銭の出納その他会計に関すること
- (8) 法人の登記に関すること
- (9) その他の庶務に関すること

2 事務の処理に関する事項は、別に定める。

(事務局の職員)

第6条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務局員 若干人

- 2 事務局長は、事務局を統括・指揮する。
- 3 事務局員は、事務局長の命を受けて、事務を処理する。
- 4 会長が必要と認めるときは、事務局に嘱託職員を置くことができる。

(事務局次長及び主任)

第7条 事務局に事務局次長及び主任を置くことができる。

- 2 事務局次長は、事務局長の職務を補佐し、事務局長が不在のときはこれを代理する。
- 3 主任は、所属職員を管理する。

(事務局長等の任免)

第8条 事務局長、事務局次長及び主任の任免は、会長が行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるほか、事務局の運営に必要な事項は、本会会長がこれを定める。

(改正)

第10条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得、総会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、本会が設立した日から施行する。

この規則は、2015年6月27日から改正施行する。